

須崎市南海地震津波対策検討会設置要綱を次のように定める。

平成23年 4月 5日  
須崎市長 笹岡豊徳

須崎市訓令第 号

### 南海地震津波対策検討会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災の甚大な被害を踏まえ、本市における地震津波対策等の再検討を行うため、南海地震津波対策検討会（以下「本部PT」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部PTは、次に掲げる事項について、検討を行うものとする。

- (1) 東日本大震災を踏まえた、地域防災計画に関すること。
- (2) その他、地震津波対策における諸課題・問題点に関すること。

(組織)

第3条 本部PTは、本部長及び本部員をもって組織する

- 2 本部長には、副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部PTを代表し、会務を処理する。
- 4 本部員には、須崎市災害対策本部の各部長及び副部長、須崎消防署長及び副署長、須崎消防団長及び副団長をもって充てる。
- 5 前項に掲げる者のほか、必要に応じて、臨時の本部員を置くことができる。

第4条 本部PTの専門的かつ実務的な検討を行わせるため、南海地震津波対策検討作業部会（以下「本部WG」という。）を組織する。

- 2 本部WGに、課長補佐等、須崎市災害対策本部地方部の部員、公民館長、須崎消防署員、須崎消防団の分団長をもって充てる。
- 3 前項に掲げる者のほか、必要に応じて、臨時の者を置くことができる

(会議)

第4条 本部PTは、本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 本部PTは、本部員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 本部PTは、必要があると認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 本部PTの庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部PTの運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月5日から施行する。